

現場説明書

- | | | |
|----|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 令和7年度農業技術センターイチゴ試験研究スマート農業化拠点整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 群馬県伊勢崎市西小保方町493(群馬県農業技術センター敷地内) |
| 3 | 入札日時・場所 | 令和7年5月29日(木) 11時00分から
群馬県農業技術センター本館2階 中会議室 |
| 4 | 入札条件 | } 群馬県建設工事執行規程による。 |
| 5 | 支払条件 | |
| 6 | 完成期日 | 令和8年2月27日(金) |
| 7 | 質問書 | 入札説明書による。 |
| 8 | 工事費内訳書 | 1) 入札時の工事費内訳書の提出については、工事内訳、種目別内訳及び科目別内訳までとする。ただし、 入札参加者は発注者から求めがあった場合には、細目別内訳まで提出するものとする。 なお、提出の際には、工事費内訳書の表紙に入札参加者名を記載すること。
2) 落札者は、契約書提出時までに法定福利費の総額及び細目別内訳まで記載した請負代金内訳書を電子データにて提出すること。(入札の際、既に提出してある場合を除く。) |
| 9 | 収納書の提出 | 1) 建設業退職金共済組合制度に加入し、工事請負代金額1,000万円以上の工事については、契約後「1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、40日以内)」に収納書を提出すること。
2) 建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用及び建設業退職金共済制度加入労働者数報告書の活用等によって機能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。
ただし、労働者が退職金制度が完備された会社組織に属している場合や、その他合理的な理由があれば、収納書未提出理由書を提出し、受理された場合は、この限りでない。 |
| 10 | 火災保険等 | 契約約款第54条の火災保険等の付保について
1) 保険の種類は、「建設工事保険」とする。ただし、建設工事保険に加入できない場合に限り「組立保険」で対応すること。
2) 工事現場に受注者が複数いる場合、各々保険に加入すること。ただし、工事現場を同一とする受注者のうち、一者を代表者として保険契約者となし、個々の請負工事を包括付保し、被保険者を個々の受注者としてもよい。
3) 付保期間は、工事着工時から引渡し完了の日の翌日までとする。
(完成期日に「概ね30日」を加算した日付を目安とする。) |
| 11 | 諸官庁への手続き | 受注者が行い、費用は受注者負担とする。
なお、本件は建築基準法に基づく計画通知は不要な工事であるが、建物の安全性を確保するため、施工に当たっては一般社団法人日本施設園芸協会の「園芸用施設安全構造基準」に適合するよう配慮すること。 |
| 12 | 工事実績データ登録 | 受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に(工事請負代金のみの場合は原則変更登録不要)、完了時は完成検査合格後10日以内に「(一財)日本建設情報総合センター 工事実績情報システム(CORINS)」に、建設実績情報をオンライン登録しなければならない。(建設工事必携I(契約・仕様書編)群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録参照) |
| 13 | 下請契約等 | 1) 下請契約は、文書で締結するものとし、「建設工事標準下請契約約款」又はこれに準拠するものを原則とし、これにより難しい特別な事情がある場合においても、少なくとも次の事項を明記した文書で契約を締結すること。
(イ) 工事名 (ロ) 工事場所 (ハ) 工期 (ニ) 請負代金
(ホ) 請負代金の支払時期及び方法(前払金、部分払及び完成払における現金、手形の割合、手形のサイト等)
2) 工事の受注者は、現場における工事着手までに、「施工状況報告書」(群馬県建設工事適正化指導要綱(以下、「要綱」という。)様式第1号)により下請契約について報告すること。
3) 工事の受注者は、その工事の一部について下請契約を締結したときは、監督員の指示 |

する時期に、「施工体系図（要綱様式第2号）の写し」、「施工体制台帳（要綱様式第3号）の写し」により下請契約について報告すること。

- 4) 工事の受注者が社会保険未加入建設業者と下請契約を締結した場合は、監督員の指示する時期に、「社会保険未加入建設業者と下請契約を締結したことに係る理由書（要綱様式第4号）」により当該下請契約を締結した理由を報告すること。
- 5) その他要綱で規定する下請契約を確認するためものについて、監督員の指示する時期に報告すること。

14 工事範囲 設計図書に記載されているすべての工事とし、構造上、意匠上特に必要と認められる場合は監督員の指示により施工すること。

なお、軽微な変更については、受注者負担とする。

設計図書に記載されている部材、規格及び数量等について、使用する部材の仕様上その他特別な理由により変更の必要がある場合、当該関係するすべての項目について同等以上の機能を確保できる場合に限り、当該変更した部材、規格及び数量等を用いて施工することができる。ただし、費用は受注者負担とし、必ず事前に監督員の了解を得た上で行うものとする。

また、設計図書において詳細な指定がない部分において、当然必要とされるものについては、監督員の指示により原則として請負契約の範囲内で施工することとする。

15 設計照査 受注者は、契約締結後、直ちに契約約款第18条に基づく設計照査を行い、その結果を監督員に報告すること。図面及び工事費内訳書に記載が無くとも、必要な機能を有するために行うべき工事があれば積極的に提案すること。

16 工事対象物の管理 工事完成検査より、引渡しまでの管理は受注者が行うこと。

17 工事看板 公衆の見やすい場所に別紙様式による工事看板を設置すること。

18 残土・産業廃棄物関係 1) 本工事は、可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。

2) 解体等の方法は「建築物解体工事共通仕様書（国交省大臣官房官庁営繕部監修）」による。

3) 受注者は、建設副産物の扱いの有無にかかわらず、請負金額100万円以上の工事の実施に当たって建設副産物に係る「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」のデータ登録を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。

4) 受注者は、18-3)により登録した再生資源利用計画書の現場掲示用様式について、公衆の閲覧に供するため、工事現場の見やすいところに掲示すること。

5) 受注者は、本工事にて建設発生土を100m³以上搬出する場合、「群馬県土木工事標準仕様書別記様式第12号」により、搬出前に、搬出先市町村の建設発生土担当課（係）へ、建設発生土に関する情報をFAX又は郵便等で提供すること。

なお、情報提供後、その写しを監督員へ提出しなければならない。

~~19 県内産資材~~ 1) 群馬県内産材が特記仕様書に明記されている資材については優先して使用する。

2) 明記されている資材に関し、県外産を使用する場合には、その理由を付した材料使用承認願いを事前に監督員に提出し、監督員の承諾を得ること。

~~20 技能士~~ 受注者は、特記仕様書に適用の指定がない職種及び作業の種別において、施工品質の確保を図るため、1級技能士又は単一等級の資格を有する者の活用に努めるものとする。

~~21 室内化学物質濃度測定~~ 1) 設計図書に記載されているほか、原則として、室内化学物質（VOC）濃度の測定結果が基準値以下であることを確認後に引き渡しを行う。

2) 原則として、測定室数は1室以上とし、測定室の位置等は監督員と協議し決定する。

3) 基準値、測定方法は下表のとおり。

	県営住宅	学校	その他	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	○	○	○	100μg/m ³ (0.08ppm)
トルエン	○	○	○	260μg/m ³ (0.07ppm)
キシレン	○	○	○	200μg/m ³ (0.05ppm)
エチルベンゼン	○	○	○	380μg/m ³ (0.88ppm)
styrene	○	○	○	220μg/m ³ (0.05ppm)
パラジクロロベンゼン		※	※	240μg/m ³ (0.04ppm)
吸引方式	○	○	○	測定方法
拡散方式	—	—	—	測定方法

ポイント方式	⊖	—⊖	⊖	測定方法
--------	---	----	---	------

- 2.2 中間検査 1) 本工事は中間施工検査の対象工事とする。ただし、配置技術者が当該年度を含み前年度、前々年度、知事・部長表彰を受けた技術者となる場合は、対象としないことができる。
- 2) 中間施工検査の実施は、「群馬県建設工事中間検査実施要領」に基づき当該工事の主要工程を考慮し検査員が検査日時を選定する。
- 3) 中間施工検査は、施工状況の確認を行うが給付の対象としない。
- 4) 当該工事の受注者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (イ) 原則として契約関係書類、設計図書、施工計画書及び中間検査時点までの工事管理記録等を準備すること。
- (ロ) 受注者は検査前に群馬県建設工事完成検査実施要領第4条(2)の検査に必要な機器等を準備すること。
- 5) 受注者は、中間施工検査に立会わなければならない。
- 2.3 電子納品 本工事は電子納品対象工事である。電子納品については別添特記仕様書による。
- 2.4 製本設計図面縮小版の作成・提出 設計図縮小版(A3版)を2つ折に製本したものを3部作成・提出すること。提出時期は監督員の指示による。
- 2.5 完成図等の作成・提出 1) 下表及び「特記仕様書」によるほか、監督員の指示による。
2) 提出期限は、原則として引渡し日までとする。

提出図面	部数	内容	注意事項
◆製本完成図面縮小版 A3版の完成図面縮小版を、2つ折に製本したものの (印画紙白焼き)	2部	完成図面 (完成図) (施工図)	1)完成図面は、原則として[建築工事]・[電気設備工事]・[機械設備工事]の順で一冊に製本する。 図面の名称は監督員の指示による。 2)縮小版は必ず図面上でスケールアップできる縮尺とする 3)表紙は厚紙にしない 4)表紙(黒)に施工業者名(金文字)を記入する 5)背表紙(黒)に工事名称(金文字)を記入する
◆CD-R (DVD-R含む。以下同じ)	2部	CADデータ (完成図) (施工図)	1)群馬県電子納品ガイドラインによる。 2)電子納品対象外工事の場合は別途指示する。
◆CD-R(竣工写真) 完成時の写真データ	2部	外観4面 内観各室	1)外観は建築物全体が入るように撮影する。 2)内観は部屋全体が入るように撮影する。

- 2.6 その他提出書類 「特記仕様書」によるほか監督員の指示による。
- 2.7 仮設材 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」(厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
- ~~2.8 解体等作業 建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合は、石綿予防規則第3条の規定による、当該建築物等における石綿等の使用の有無に関する調査、及び大気汚染防止法第18条の15の規定による、当該建築物等における特定工事の有無に関する調査を行い、必要な調査結果の報告、説明、周知等の手続きを行った上で作業を行うこと。~~
- 2.9 提出書類の簡素化 本工事は「『工事書類簡素化要領』建築(営繕)工事編」(平成27年4月 群馬県県土整備部建築課)を適用するものとする。
- ~~3.0 週休2日促進工事 本工事は週休2日促進工事(受注者希望型)の対象である。週休2日促進工事について~~

は営繕工事における週休2日促進工事試行要領による。

- 3 1 小黑板情報電子化 工事写真の撮影時に電子小黑板を利用する場合は平成 29 年 5 月 1 日適用技術基準（電子小黑板を利用した写真撮影の運用開始について）による。
- ~~3 2 関 連 工 事 なし~~
- 3 3 遠 隔 臨 場 本工事の施工にあたっては、受発注者間で協議の上、「群馬県建築工事の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」（以下、「要領」という。）に基づき、遠隔臨場を実施するものとする。
- 1) 遠隔臨場の実施
遠隔臨場は、受注者における監督員の立会い等に伴う手待ち時間の削減や工事書類の簡素化、及び監督員における臨場の削減による効率的な時間の活用等を目指し、要領の規定に基づき、監督員の立会い等を行うものである。
 - 2) 実施内容
 - (ア) 監督員の立会い等の実施
受注者は、使用する資機材等により、監督員の立会い等を実施する。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。
 - (イ) 機器の手配
受注者は、使用する資機材等について、受発注者間で協議の上、手配するものとする。
 - (ウ) 費用
遠隔臨場の実施のために使用する機材等や通信に要する費用については、受発注者間で協議の上、必要に応じて、設計変更にて対応するものとする。
- 3 4 そ の 他 受注者は契約後、現地を十分に事前調査・確認のうえ施工すること。
なお、上記に、契約後に監督員と協議により決めることとする。

電子納品特記仕様書

(総則)

第1条

本特記仕様書は、標準仕様書を補足し、案件における明細や固有の技術的要求を定める図書である。このため、本特記仕様書に記載の事項については、これを優先させることとするが、記載なき事項については、標準仕様書を遵守すること。

(電子納品対象工事)

第2条

「群馬県電子納品ガイドライン」での「電子納品スケジュール」に基づき、当初設計金額が対象金額に該当する場合は、電子納品を行うこととする。

また、対象金額未満の場合でも、受注者が可能な場合、及び発注者が希望する場合は、電子納品を行うことが可能であるため、受発注者協議により電子納品を行うか決定することとする。

(電子成果品の作成)

第3条

成果品は、「群馬県電子納品ガイドライン」に基づいて作成することとする。

(電子成果品の提出)

第4条

成果品は、「群馬県電子納品ガイドライン」に基づいて作成した電子成果品を、電子媒体(CD-R)で2部提出する。

なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。

(電子成果品の確認)

第5条

成果品の提出の際には、国土交通省の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。